

【報告基準日】

令和4年3月1日

世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称

ひこねじょう
彦根城

2. 所在地(都道府県及び市町村名)

しがけん ひこねし
滋賀県 彦根市

3. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

遺跡(記念工作物、建造物群を含む)、文化的景観の適用なし

4. 資産の概要

彦根城は、日本列島の中央部に位置し、17世紀から19世紀半ばにかけて、大名による地方統治の拠点として機能した城郭である。この城郭は、戦闘を中心とした領地争いの時代の終焉直後に、地方の統治の拠点として利用すべきことを前提として築造され、その後200年間以上にわたり、政治拠点として利用され続けたとともに、その特徴を示す全体構造が最もよく保存された見本である。

本資産である彦根城は、日本列島における水陸交通の要衝の地である琵琶湖畔の小高い丘を中心に築かれており、周辺の町や村、街道、そして湖上を行き交う船舶から、天守を頂点とする壮麗な姿を印象付けた。

その城郭の全体は雄大な規模の石垣と堀で囲まれ、外部から隔絶され、その堅固さとともに、内側が特別な空間であることを演出した。また、内部も堀によって区分され、内側の郭には大名の住居であり政治の場でもある御殿が構えられ、それを取り囲む外側の郭には、大名の政治を補佐する全ての重臣たちの屋敷が配置された。また、御殿には大広間や能舞台、外側の郭には、庭園や茶室、学校なども設けられ、政治的な行為とその遂行に必要な儀礼が繰り広げられた。

17世紀から19世紀半ばの日本の政治体制は、将軍によって全国に配置された大名が、それぞれの領地に一か所のみ許された城郭を拠点として、そこに権威と責任を集中させ、その領地における安定に対して全ての責任を負う仕組みだった。その城郭の象徴的な外観は、大名の権威と責任の所在を領民へ視覚的に伝えるとともに、その外部からの隔絶性は、旧来の地域社会の利害関係に左右されない、領地における独立した唯一の権力であることを強く示す機能も果たした。

すなわち、日本の17世紀から19世紀半ばの時代は、このような大名とその城郭が、幕府の統制の下で、全国に等質的に約150配置され、そこに権威と責任を集中させることで、国の枠組みを形成し、安定を維持した時代であった。この時

代は、世界の政治体制の形成史の中でも、現代に通じる各国の枠組みを決定づける重要な時期である。その中で日本のこの在り方は、将軍の全国統制と領民の自治を前提に、大名という中間層に具体的な統治の権限と責任を集中させる、明確で単純な仕組みとして独特なものであった。

その中でも彦根藩主である大名・井伊家は、将軍を補佐する最も重要な地位にあったため、東日本と西日本の接点となる重要な地域の統治を任され、その政治拠点である彦根城は、幕府の直接の指示によって築かれた、全国の城郭の中でも特に重要で、典型的な存在である。

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

(1) 暫定一覧表記載から令和3年5月10日世界文化遺産部会報告時点(基準日:令和3年3月31日)までの取組・体制整備の状況

① 体制整備

滋賀県

- ・令和2年4月 文化財保護課内に彦根城世界遺産登録推進室を設置

彦根市 (平成26年度以降)

- ・平成26年度:彦根市教育委員会文化財部に彦根城世界遺産登録準備室を設置。
- ・平成27年度:彦根市の世界遺産担当部局を一本化
- ・平成31年度:上記の課を市長直轄組織文化財課世界遺産登録推進室に所管替え。
- ・令和2年4月: 歴史まちづくり部を設置し、世界遺産登録推進、文化財保護、都市計画、景観保全の関連部局を一元化

② 県市の連携

- ・平成26年度～:滋賀県から彦根市へ、職員1名を派遣 (令和元年度まで)
- ・令和元年度 :滋賀県と彦根市が「彦根城の世界遺産登録推進に関する協定書」および、「彦根城の世界遺産登録推進に関する覚書」を締結。
- ・令和2年4月1日:彦根市から滋賀県に職員1名を派遣 (継続中)
- ・令和2年5月20日:「彦根城世界遺産登録推進協議会」を設置。
(事務局:滋賀県文化スポーツ部文化財保護課彦根城世界遺産登録推進室)

③ 学術会議の開催

- 平成29年10月23日以降、彦根市および滋賀県で合計5回開催

④ 国内研究者との意見交換

- ・令和元年以降、岡田保良氏(日本イコモス委員長)との面談ほか、合計8名の研修者との意見交換を実施

⑤ 国外研究者との意見交換

- ・平成23年以降に指導を受けた主な国外の研究者
ロンドン大学 タイモン・スクリーチ教授
ローマ大学 パオラ・ファリーニ教授
元イギリス文化省遺産局 クリストファー・ヤング氏
フランス 東アジア文明研究センター ニコラ・フィエヴェ氏
フランス エクス・マルセイユ大学 ニコラ・フォシェール教授
フランス 東アジア文明研究センター デルフィーヌ・ヴォムシャイド氏
- ・平成30年10月23～26日:ICOFORT彦根大会を開催。

⑥ 検討の過程

- ・平成 26 年度までは、他の城郭とのシリアル・プロパティによる登録についても検討したが、有効な OUV に至らず、県市の合意の上、彦根城の単独登録を目指すこととした。
- ・平成 27 年度には、文化庁の指導を得つつ、姫路城との差別化に取り組み、江戸時代の統治に主眼を置く OUV での差別化が可能であると結論を得た。
- ・平成 29 年度には、改めて国内外の有識者との会談によって、城下町を資産に含むことは現実的ではないことを確認し、また、検討中の OUV を証明するには、特別史跡の範囲を基本とすることが適切であるとの結論を得た。
- ・平成 30 年度以降、「江戸時代の統治」を示す物証としての検討を継続。

(2) 令和3年5月10日世界文化遺産部会報告(基準日:令和3年3月1日)以降、本報告書作成時点(基準日:令和4年3月1日)までの取組・体制整備の状況

① 学術会議等の開催(別紙6参照)

学術会議(委員は別紙7)

彦根城の価値を中心に、推薦書の全体について議論

令和3年度 令和3年5月14日以降基準日まで 合計10回実施

(基準日以降3月31日までに、2回開催の予定)

包括的管理計画策定部会(委員は別紙8)

彦根城の保存管理の問題点および、包括的保存管理計画の全体について議論

令和3年度 令和3年5月27日以降 合計3回実施

OUV 検討部会(委員は、学術委員会メンバーから)

OUV の記述について、集中的に議論

令和4年2月18日に実施(基準日以降3月31日までに、4回開催の予定)

② 国内研究者との意見交換(ワーキング会議)

6月16日 立命館大学 藤井健史助教 「彦根城の可視性について」

9月13日 京都大学大学院 山村垂希教授 「近世城下町の立地的特性」

12月13日 三重大学大学院 藤田達生教授 「藩の成立」

元彦根城博物館学芸員 野田浩子氏 「彦根藩の成立」

(基準日以降3月31日までの予定)

国士舘大学 岡田保良名誉教授(日本イコモス国内委員会)

東京大学 三宅理一名誉教授 (ICOFORT)

③ 国際会議の開催

第1回「彦根城の OUV について」 令和3年8月18日・19日 (リモート)

参加者: ・ステファン・ウェスマン氏

フィンランド遺産庁 シニアアドバイザー

・鄭 軍 (ジェン・ジュン) 氏

中国文化遺産研究院 研究員

・趙 斗元 (チョ・ドゥオン) 氏

韓国・京畿文化財団 主任研究員

・国内 彦根城世界遺産登録推進学術会議 委員 (別紙参照)

第2回「彦根城の OUV の改正について」 令和4年1月26日・28日 (リモート)

参加者 同上

6. 推薦に向けた課題

令和3年5月10日の文化審議会において彦根城に対して示された課題、および、これに対する県・市の対応は以下のとおりである。

【課題 1】

彦根城が「東アジアの政治的混乱を克服して安定した秩序がつけられた歴史上の段階における日本の独特の政治体制を物語る『近世城郭』の傑出した証拠」としての価値の主軸について、国内外で広く共有を図ることが必要。

【県・市の対応】

学術会議等の国内の研究者による会議に加え、国際会議を2度開催(リモート)するとともに、関連する有識者との対話、一般を対象としたシンポジウムの開催など、価値に関してさらなる検討を加えた。

その結果、彦根城の価値の概要を以下のとおりとした。

17-19世紀における世界的な国家の再編期において、大名という存在が、全国に等質的に存在することで成立した、標準化・統一と同時に、極限までに発達した地方領主の一元的統治を実現した日本における独特で、他に類を見ない政治体制を示す、その政治拠点の代表例。

彦根城の価値に関する視点)

- 1) 17~19世紀は、世界的な地域・国家の再編成期であり、江戸時代は、その一つとして位置づけられる。
- 2) 江戸時代は、幕府によって統制・配置された大名(藩)が、全ての領地支配の権限と責任を負っていた。
- 3) その大名には、軍事発動権がない。
- 4) その大名の政治拠点が近世城郭である。
- 5) 近世城郭は、一国一城令や武家諸法度などによって、幕府に強く管理された。

【課題 2】

上記価値が「階層的な配置・平面計画」及び「視覚的な象徴性」に表れていることについて、過不足ない価値の説明となっているかどうかさらに検討するとともに、説明ぶりをさらに精緻にすることが必要。

【県・市の対応】

学術会議等での議論を重ね、彦根城の特質を、以下の4点に変更した。

①~③は基本的に全ての近世の城郭に共通する特質であるとともに、④は彦根城が、それらの中で代表することを示す。これについては、さらに検討を進める。

①「象徴的な外観」

城郭の外観は、以下の2点を象徴的に示す。

- 1) 大名が、徳川幕府に認められた権限を有する、その地方唯一の権力主体であること
- 2) 大名が、その領地を統治する全ての責任を有すること

②「藩の政治のための完結した唯一の空間」

城郭は明確に区切られることによって、以下の3点を示す。

- 1) 大名および藩は、在地の権利関係から完全に独立すること
- 2) 政治に参加する全ての人物、政治の決定に必要な施設を集約すること
- 3) 領地内には、他に政治施設（権力）が存在しないこと

③「儀礼のための空間構造」

城郭には、御殿（大広間・能舞台）、庭園などの儀礼のために必要な施設が備わり、それらが効果的に実施できる全体構造となっていることを示す。

④「徳川幕藩体制における彦根藩主の位置づけ」

彦根城は、以下の5点から、その様式的特徴とともに、全国150か所の城郭の典型であり、代表例であることを証明する。

- 1) 江戸幕府の開始期に築城されたこと
- 2) 徳川家康の指示によって築城されたこと
- 3) 「天下普請」として築城されたこと
- 4) 江戸幕府の成立期に、井伊家が幕府の中枢に位置したこと
- 5) 江戸時代を通じて、井伊家は幕府政治の主導的立場にあったこと

【課題3】

主張する価値に立脚した比較研究を継続すること。特に彦根城が日本の近世城郭を代表するものであることについて、論理的な説明が必要。

【県・市の対応】

彦根城が代表することについて、国内の類似資産である約150の城郭を比較研究の対象とした。比較研究は、2段階に分けて実施し、その結果、彦根城が日本の近世城郭を代表するとの結論を得た。（9. 類似資産との比較研究 を参照）

1) 単独の城郭で価値を示すこと

江戸時代の統治を担う大名は、将軍の家臣として幕府による強い統制を受け、その主催する藩は、基本的に全て同じ組織構造と、同じ意思決定システムを持つ。

その統治拠点である城郭も、一国一城令や武家諸法度などによって幕府が強い管理下に置いた。

この二つの事実を確認したうえで、彦根城の特徴として挙げた以下の3つの観点から、国内の比較研究を進めた。

- ①「象徴的な外観」
- ②「藩の政治のための完結した唯一の空間」
- ③「儀礼のための空間構造」

その結果、江戸時代の統治拠点として機能した城郭は、立地や藩の規模、格式などによって、それぞれ個性は持つ一方、上記の3点を、それぞれの方法で実現する同じ基本構造であることを確認した。

従って、江戸時代の統治システムおよび、その統治拠点である城郭が有する OUV を証明するためには、シリアル・プロパティではなく、最も典型的な、単独の代表例をもってすべきであると判断した。

2) 彦根城が代表する理由

徳川幕藩体制における彦根藩主の位置づけ（彦根城の特質 4）とともに、上記 3 点の彦根城の特質が、どのように城郭に示されているかを、比較した結果、現在の保存状況も含めて、以下の 6 点において、彦根城が最も典型的であり、日本の近世城郭を代表するとの結論を得た。

- ① 最も安定した統治を行うべき重要地域（京都に東接）に存在すること
- ② 城郭の周囲に城下町を形成するために、沖積地を大規模に造成したこと
- ③ 「平山城」「輪郭式」であり、最も象徴的、かつ、機能的であること
- ④ 区画施設として石垣・水堀を備え、区画を強固に示すこと
- ⑤ 城外に営まれることの多い、藩校や大名庭園を、城内に備えたこと
- ⑥ 現在においても、本来の形で最も良好に保存されていること

【課題 4】

緩衝地帯及びその近傍における開発事業のコントロールについて、適切な手法を導入し機能させることが必要。

【県・市の対応】

学術会議とは別に、包括的保存管理計画部会を立ち上げ、資産の保護と緩衝地帯の保全方法に関する全体的、一体的な議論を行い、現状の法令や条例に基づく計画等の問題点を明らかにした。

その上で彦根市においては、景観条例や都市計画の見直しや改正などの準備を進めている。

あわせて、遺産影響評価の方法についても研究・検討を加え、世界遺産登録実現後の条例化を目標に、要綱の素案を作成し、この有効性、問題点を探ることを目的に、可能な部分からの試行をおこなった。（別紙9参照）

これらの検討を進めつつ、全体的な視点から課題の所在を明らかにしたうえで、包括的保存管理計画原案（第 2 稿）を作成した。

【課題 5】

世界遺産の推薦に向けた一連の取組が資産及び周囲の環境にとってどのような機能を果たすのかについて、地域住民をはじめとする関係者が共有し、主体的な取組を推進することが必要。

【県・市の対応】

彦根商工会議所が中心となり、11 月 17 に、彦根市ほか 4 市 4 町の広域からの経済団体および観光団体によって、「世界遺産でつながるまちづくりコンソーシアム」を独自に設立された。

ここでは、単なる世界遺産実現のための機運醸成を進めるのみならず、「世界遺産にふさわしい郷土づくり」を目標に、自らの可能な方法での地域づくりについて議論され、その実践が試みられている。

また、県・市では、彦根市内の各公民館において意見交換の実施を計画したが、感染症の影響で、動画配信に切り替るとともに、世界遺産のみならず、彦根のまちづくり全体に対する意見募集を行っている。その動画は、市民を中心に200を超える視聴があり、まちづくりへの積極的な提案も出されている。

(その他の活動については、13. 地域コミュニティの参画 を参照)

7. 基準の適用

登録基準(iii)

彦根城は、17世紀から19世紀半ばの日本における、独特の政治体制を物語る、政治拠点としての近世城郭の傑出した証拠である。

この時代の日本では、幕府の強い統制の下、基本構造を同一にする城郭が全国に設置された。その城郭を拠点として、幕府から領地を預けられた大名が、独自の権限と財源によって、それぞれの領域を、責任をもって統治することで、日本全体の安定の継続を実現した。

この政治体制は、大名という中間的存在に、中央政府と領民を結ぶ権限と責任を一元化した他国には見られないシステムであり、17世紀から19世紀の世界的な国家・社会の再編期における一例として、日本に特有の文化的伝統である。

全国で約150存在する近世城郭は、その政治拠点であるとともに、この政治体制を反映しており、彦根城が、その中でも典型であり、代表である。

登録基準(iv)

彦根城は、17世紀から19世紀半ばの日本において政治拠点として機能した近世城郭の顕著な見本である。

17世紀から19世紀の世界的な国家・社会の再編期において、大名という中間的存在に、中央政府と領民を結ぶ権限と責任を一元化した体制を形成した、他国には見られない政治システムの拠点であり、日本におけるこの画期を証明する。

この近世城郭は、中央政府によって強く統制され、いずれも「象徴的な外観」を持ち、「藩の政治のための完結した唯一の空間」として存在するとともに、「儀礼のための空間構造」を備える。

これらの中でも、彦根城は、徳川幕藩体制における彦根城主の位置づけと、歴史的経緯とともに、その城郭としての様式によって、近世城郭の典型であるとともに、現在に至るまで最もよく保存されている事例である。

8. 真実性／完全性の証明

(1) 真実性

本資産の真実性は、彦根城に関する十分な歴史学・考古学・建築学等の調査研究によって裏付けられている。資産全体と資産範囲に含まれる考古学的遺構、石垣・堀、建造物、庭園などは、「形状・意匠」「材料・材質」「用途・機能」「伝統・技能・管理体制」「所在地・周辺環境」について、高い真実性を保っている。

① 形状・意匠

資産全体としては、江戸時代に構築された石垣や堀などを中心に、構造・機能・視認性を維持しており、発掘調査の結果を含めて、江戸時代の絵図と一致する形状を保っている。

石垣は、修理の際には修理前と同じ形状に積み直されており、資産内の歴史的建造物は、いずれも修理を重ねながら江戸時代の形状・意匠を保っている。また、御殿跡、重臣屋敷跡、藩校跡などは、発掘調査によって絵図と一致する形状の建物跡、屋敷の境界などの考古学的遺構が確認されている。

② 材料・材質

江戸時代に構築された当初の材料、または同じ材質によって維持されている。

石垣の修理では、修理前の石材をそのまま使用するが、欠損部分については同じ材質の石材により補っている。歴史的建造物は、修理の際に可能な限り当初の部材を使用し、損傷の著しい部材は同じ材料・材質のものに取り換えている。

③ 用途・機能

幕府と藩による江戸時代の政治体制は 19 世紀後半に消滅しており、現在の彦根城は政治拠点としての用途・機能を保持していない。しかし、その文化的伝統を伝える特別史跡として、広く公開・活用され、彦根市民の象徴としても機能している。

天守を中心とする外観は、政治権力の象徴としての機能は失われているものの、現在の彦根のシンボルとして地域住民に親しまれている。

④ 伝統・技能・管理体制

石垣、歴史的建造物、庭園等の修理においては、江戸時代と同様の伝統的な技法が用いられている。

特に、建造物の修理は、文化財保護法で定められた選定保存技術の保持者や文化財建造物木工技能士の認定を受けた者が加わることを原則としており、これらを通じてユネスコ無形遺産（「伝統建築工匠の技 木造建造物を受け継ぐための伝統技術」）の保存にも貢献している。

⑤ 所在地・周辺環境

彦根城とその構成要素は、築城当初から位置を変えずに存続している。緩衝地帯については、その大部分が、城下町時代の構造・骨格を踏襲し、景観法や都市計画法等に基づく規制によって、望ましい周辺環境が維持されている。

(2) 完全性

本資産の顕著な普遍的価値をあらわす

(a): 城郭の外観が周辺地域から視認でき、政治権力の存在と性格を象徴。

(b): 周囲から隔絶された空間に、政治的意思決定のための機能が集約。

(c): 政治秩序を維持するための儀礼空間としての機能。

は、一つの存在として構成資産を構成しており、過不足なく適切に設定されている。資産は、開発や管理放棄による悪影響を受けることなく、適切に保存管理され、良好な状態である。

① 顕著な普遍的価値を表現するのに必要な要素が全て含まれているか。

本資産は、二重の堀に囲まれた内部に、領域の政治のために必要な機能を集約化した近世城郭であり、資産全体として、その構造と構成する要素によって、当該期の日本の独特の政治体制を物語っている。

② 資産の重要性を示す特質や背景を不足なく代表するために、適切な規模が確保されているか。

本資産の範囲は、二重の堀によって囲まれた全域と、その外側のうち埋木舎を加えた範囲である。本資産の顕著な普遍的価値を伝える4つ特質は、全てこの範囲の全体構造と含まれる要素によって説明することができる。

資産範囲の周辺は、彦根城を中心に形成された都市である。ここには行政実務を遂行する中下級家臣と被支配身分の町人が混住し、政治拠点である堀の内側とは厳密に区別され、機能は全く異なっていた。

③ 開発および／または管理放棄による負の影響を受けているか。

本資産は、文化財保護法に基づく特別史跡および名勝に指定されている範囲、自然公園法に基づく琵琶湖国定公園第1種特別地域、および、特別史跡の指定範囲に挟まれた彦根市文化財保護条例に基づく歴史的環境風土地域から成る。行政および所有者は、文化財保護法に基づいて本資産を適切に保存管理しており、顕著な普遍的価値を損なうような開発や管理放棄による負の影響は生じない。

ただし、現状においては、学校や民家、駐車場などの現在の施設が資産内に存在しているが、資産範囲外への移転や土地の公有地化を段階的に進める。

9. 類似資産との比較研究

(1) 国際比較

国際比較の結果、本資産と同様の価値を持つ資産は、世界遺産一覧表に記載されていないことが確認できた。

以下の条件に基づき、世界遺産一覧表から比較対象を抽出した。

- ・ 資産の種別：政治拠点としての機能を持つ施設（城郭、宮殿、政庁など）。
- ・ 資産の年代：17～19 世紀に機能していたもの

この結果、82 件の資産がリストアップでき、これらを資産の形態に注目し、2 種類に分類した。

- ・ 城壁や堀で囲まれた「城郭」
- ・ 城塞化されていない「宮殿・政庁」

また、資産の機能に関して、2 種類に分類した。

- ・ 国全体を統治する最高権力の所在地である「中央の政治拠点」
- ・ その下で一定の地域を統治する権力の所在地である「地方の政治拠点」

その上で、本資産と同じ分類となる「城郭」タイプで、かつ、「地方の政治拠点」の条件を満たす 12 件を対象とし、彦根城の特徴である以下の 4 つの特徴を観点として比較し、類似資産は存在しないことを確認した。

観点(a)：城郭の外観が政治権力の存在と性格を象徴していること

観点(b)：隔絶された空間に、政治のための機能を集約していること

観点(c)：政治秩序を維持するための儀礼空間としての機能を持つこと

観点(d)：特別な位置にある、代表的な地方政治拠点であること

(2) 国内比較

国内比較の結果、彦根城は、他の約 150 の近世城郭と同様の基本構造、特徴を備える一方、その在り方や歴史的背景から、彦根城こそが、その代表例、典型として相応しく、かつ、その保存状態も最も良好であることが明らかになった。

将軍から全ての大名へ、それぞれの領地を保障する文書とその目録が一斉に交付された 1664 年を基準として 142 の城郭を抽出し、国際比較と同様に、4 つの観点において、城郭の立地や構造、必要な施設の有無などに関して、江戸時代の状態と現在の保存状態について比較を行った。（6. 推薦に向けた課題 課題③ を参照）

その結果、江戸時代の城郭は、政治体制の標準化と同様に、それぞれが自立した政権であることを示す機能と外観を備え、その配置も極めて標準化されていたことが確認できた。また、その中であって、彦根城は立地や構造、構成要素などの点や、歴史的背景、藩主井伊家の特徴から、最も典型的な存在様式を持つことが明らかになった。

さらに、現在の保存状況においても、彦根城は、本来の状態が最も良好に保存され、現在に伝達し、将来の保存に関しても必要な措置を備えていることが明らかになった。

10. 構成資産の一覧表及び範囲図

一覧表 別紙1のとおり
範囲図 別紙3のとおり

11. 緩衝地帯(バッファ・ゾーン)の範囲図と適用される規制の内容

範囲図 別紙2のとおり
範囲図および適用される規制の内容 別紙4・5のとおり

緩衝地帯の範囲は、資産の周囲に形成された都市(旧城下町)の範囲を基本として、旧松原内湖干拓地およびその周辺、琵琶湖岸から沖合に 500m の湖上を加えた範囲であり、河川や道路・線路等の土地利用物を境界として設定した。この範囲において、景観法、屋外広告物法、都市計画法、文化財保護法等に基づく土地利用規制および保護・保全計画を設けている。

ただし、緩衝地帯の範囲においては、現況の彦根市景観計画の「景観形成地域」となっていない区域など、現状では規制が不十分な部分が存在する。したがって、世界遺産登録を契機に都市としての価値を高めるまちづくりを推進するため、彦根市の関連部局において新たな計画・規制の検討を進めている。

12. 包括的保存管理計画／各構成資産の保存活用計画の策定状況

世界遺産彦根城包括的保存管理計画については、今年度に原案第2稿を作成した。

個別の計画の進捗については、以下のとおり。

(1) 策定済みの計画

・特別史跡彦根城跡保存活用計画(平成28年3月)

(2) 策定中の計画

・特別史跡彦根城跡整備基本計画(令和3年度末 完成予定)
・名勝玄宮楽々園保存活用計画(令和3年度末 完成予定)

(3) 策定予定の計画

・特別史跡彦根城跡内国宝・重要文化財建造物保存活用計画(令和3年度着手)

13. 地域コミュニティの参画

- ・市民による応援組織「彦根城世界遺産登録 意見交換・応援1000人委員会」の活動
 - ・設立:平成30年5月28日
 - ・令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、集合研修を見合わせた
が、メールで定期的に彦根城や世界遺産に関する情報を会員に通知
 - ・5月29日 城下町ウォークの実施(彦根市・協議会と合同)
 - ・令和4年3月1日時点の会員数は1671名
- ・「世界遺産でつながるまちづくりコンソーシアム」の活動

- ・設立:令和3年11月17日 (設立カンファレンスの開催)
- ・参加者:彦根商工会議所が中心となり、長浜一近江八幡までの5市4町の23の経済・観光団体
- ・目的:経済・観光団体が相互に連携と理解を深め、各地域固有の資源を活かしながら、その力を結集し、彦根城の世界遺産登録の実現に向けて取り組む。
- ・彦根ユネスコ協会による活動
 - ・彦根城世界遺産推進事業を紹介する動画映像の作成。(YouTube による公開)
- ・彦根ボランティアガイド協会による活動
 - ・彦根城や世界遺産に関する研修会を重ねながら、彦根城のガイドを実施。
- ・彦根商工会議所の活動
 - ・会議所内に世界遺産委員会の立ち上げ
 - ・彦根城紹介動画の撮影・公開
 - ・世界遺産検定の開催:平成30年度～ 令和3年度2回
 - ・彦根城世界遺産登録推進協議会との協働
 - ・国際会議等への動画提供
 - ・滋賀県主催の彦根城関連講座のオンライン公開
 - ・滋賀大学における寄附講座「世界遺産学」を開講。
 - 令和3年度講 15 講座
 - 15 講座中 彦根城世界遺産登録推進協議会職員 2 名が登壇
 - 講座内容の出版 予定
 - ・滋賀県立大学において寄附講座「世界遺産のまちづくり・人づくり」を開講。
 - 令和3年度 (14 講座)
 - 14 講座中 彦根城世界遺産登録推進協議会職員 2 名が登壇
- ・彦根観光協会の活動
 - ・世界遺産講演会の開催予定 (3月9日)
 - ・啓発グッズ (卓上ミニフラッグ・マグネット等) の作成
- ・彦根青年会議所の活動
 - ・彦根城写生大会・スカイランタンフェスティバルの開催
- ・びわ湖近江路観光圏宿泊部会
 - ・チラシ・マスクケースの配布
- ・彦根城世界遺産登録推進協議会(滋賀県・彦根市)の主な活動
 - ・専用ホームページを立ち上げ、情報の集約とより積極的な発信を目指す。
 - www.hikonejo-worldheritagi.jp/
 - ・ホームページに合わせ、リーフレットを更新
 - ・11月 京都駅西口マルチビジョンで、彦根城世界遺産啓発動画を上映
 - ・3月 米原駅コンコースに彦根城世界遺産啓発横断幕を掲示
 - ・首都圏での啓発を目標に、東京でのシンポジウム1回および講座を2回実施
 - ・彦根商工会議所会報「不易流行」への連載
 - ・彦根城博物館友の会会報への連載
 - ・その他の活動は、別紙10 参照

14. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

- ・令和4年度 ユネスコへの推薦決定、推薦書提出
- ・令和5年度 イコモスの現地調査
- ・令和6年度 世界遺産登録(目標)

15. その他

特になし

別紙 1 構成資産の一覧表

資産名称 彦根城

No.	(ふりがな) 構成資産の名称	国の 保護措置状況	その他の 保護措置状況	(ふりがな) 所在地	指定に向けた 準備状況	備考
1	ひこねじょう 彦根城	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別史跡 ・ 名勝 ・ 琵琶湖国定公園第1種特別地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名勝 1件 ・ 国宝 1件 ・ 重要文化財 5件 ・ 彦根市文化財保護条例指定 2件 および環境保全地区 	しがけんひこねし 滋賀県彦根市	<p>現在、特別史跡に指定されていない範囲については、琵琶湖国定公園等、他の法令等による保護策によって、保存には問題はないが、管理を一元化することを目的に、全ての範囲を特別史跡に追加指定することを目指している。</p>	

別紙2 資産および緩衝地帯の範囲図

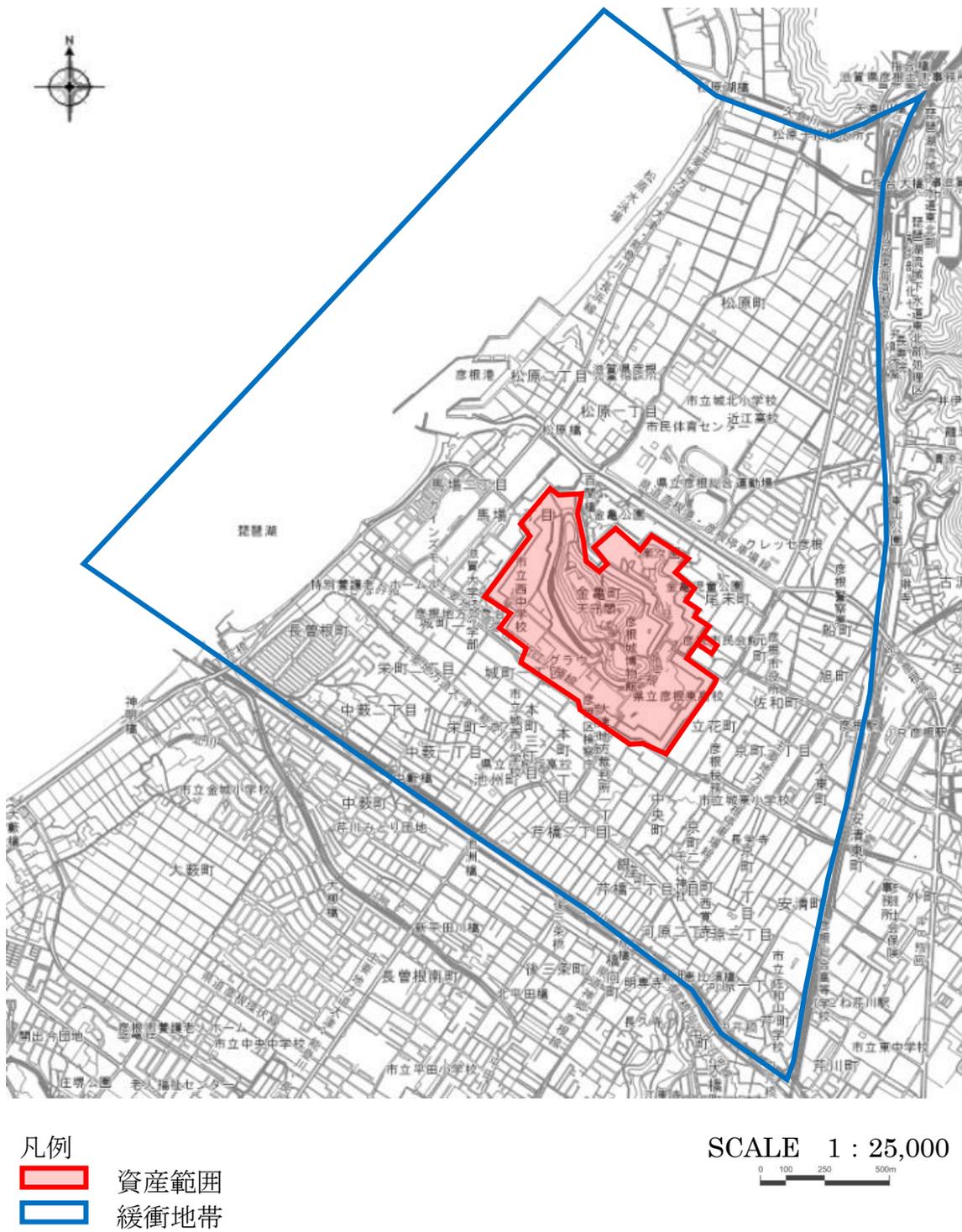
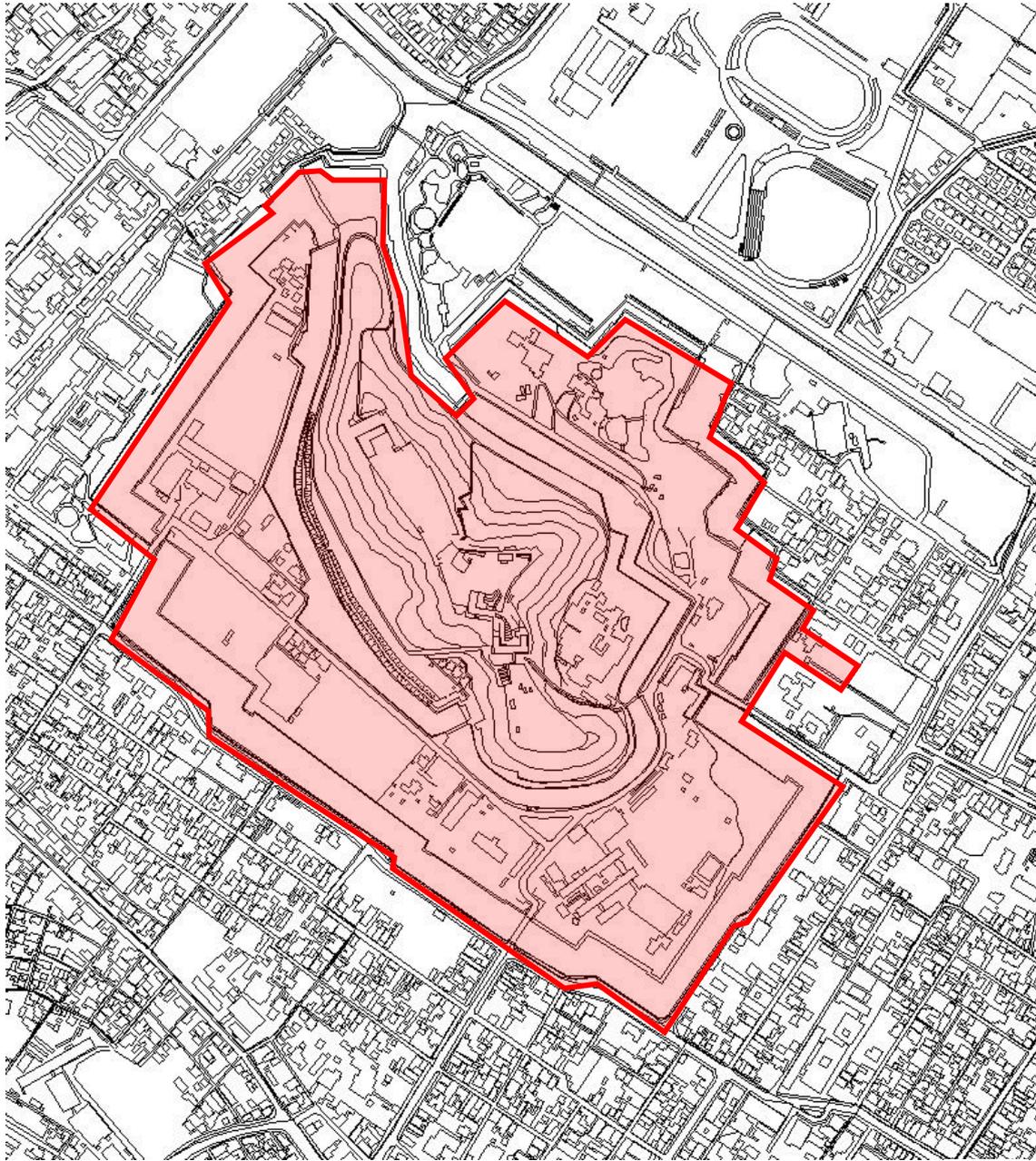


図1 資産および緩衝地帯の範囲

別紙3 資産の範囲



凡例

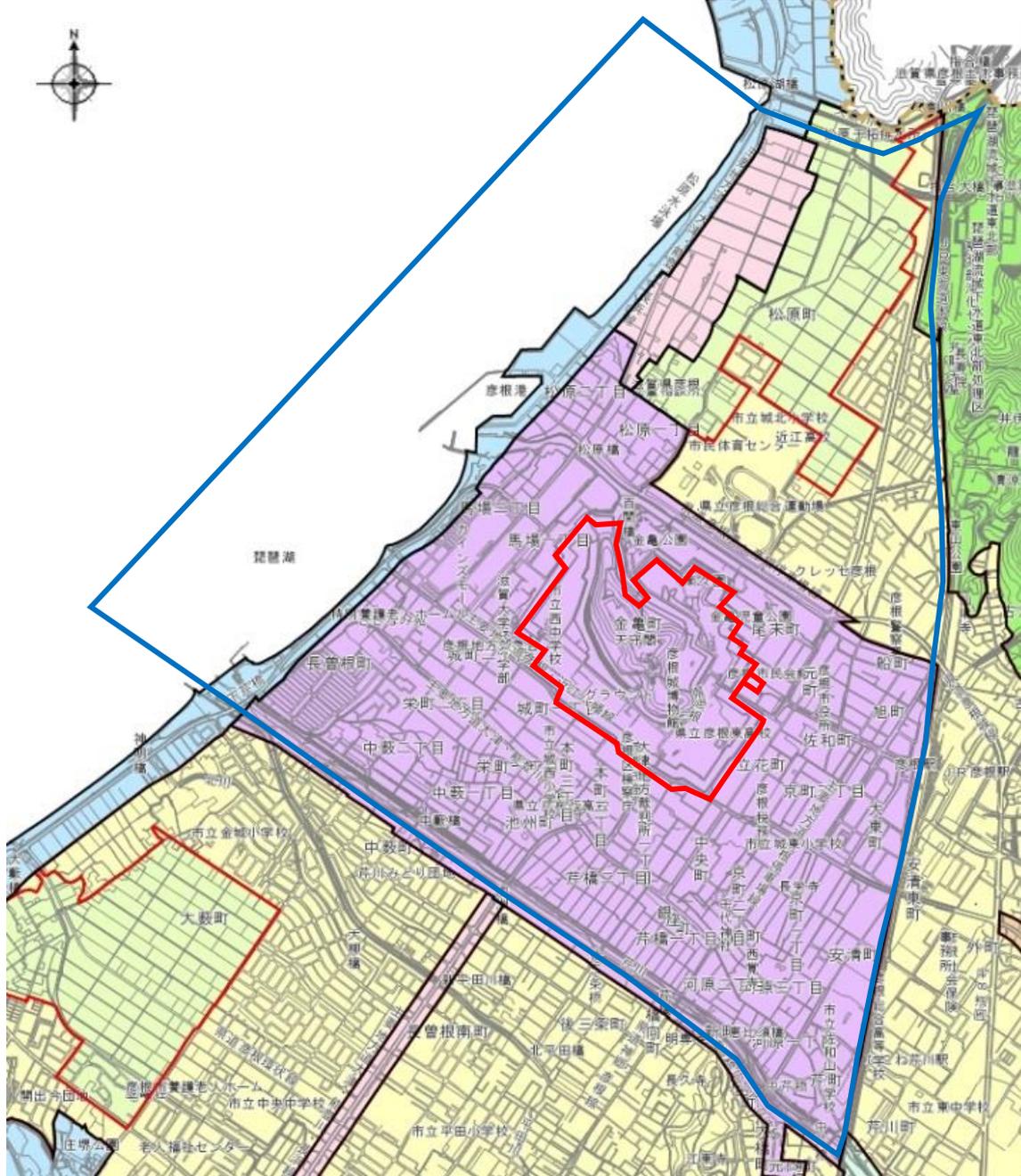


資産範囲

SCALE 1 : 8,000



別紙4 緩衝地帯における景観計画区域（彦根市景観条例／景観計画）



凡例



資産範囲

緩衝地帯

城下町景観形成地域、 琵琶湖・内湖景観形成地域、

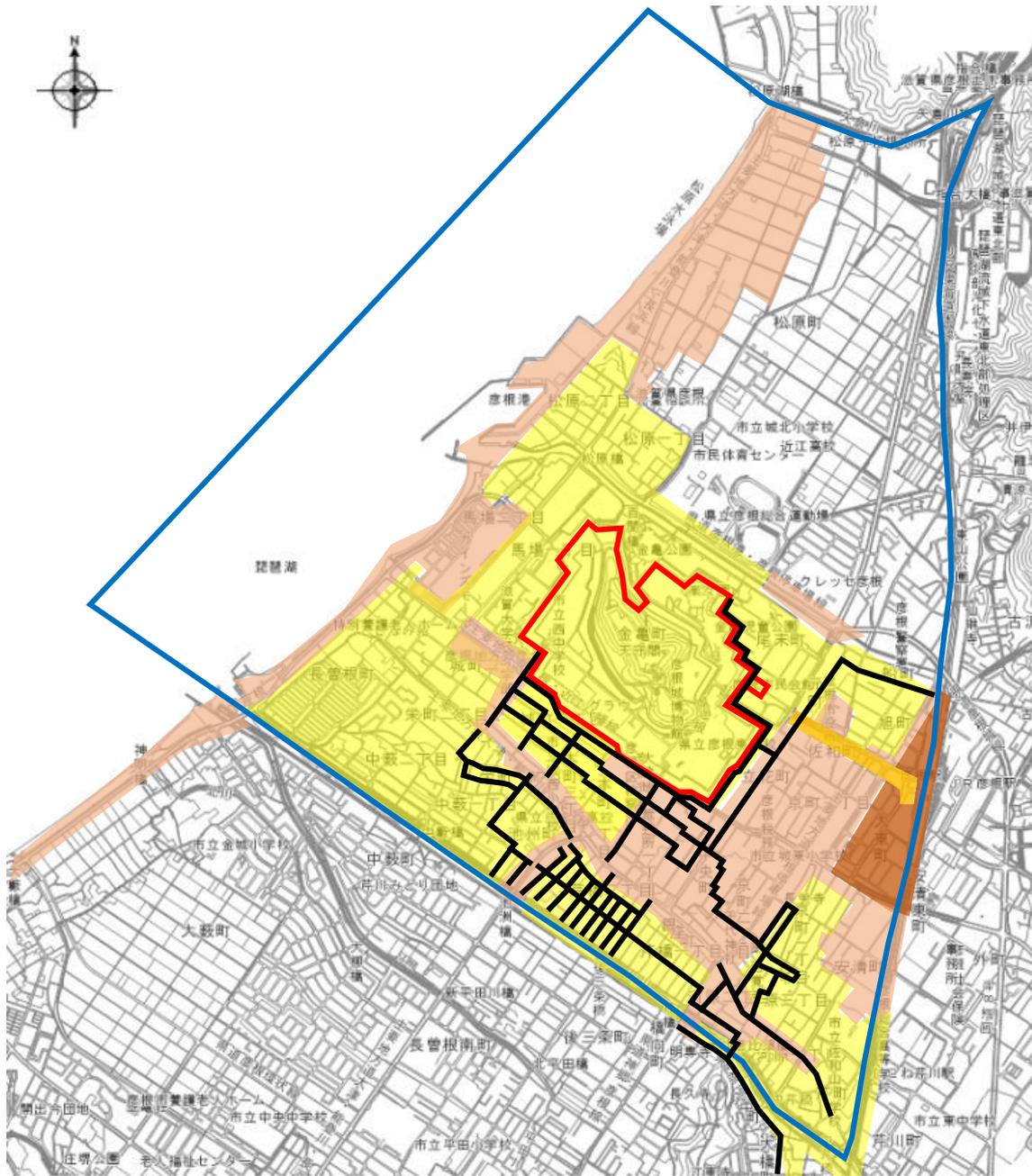
朝鮮人街道・巡礼街道沿道景観形成地域、

市街地景観ゾーン、 田園集落景観ゾーン、 山なみ景観ゾーン

SCALE 1 : 25,000



別紙5 緩衝地帯における建築物の高さ制限（彦根市景観条例／景観計画）



凡例

- 資産範囲
- 緩衝地帯

— 1.0 m、 1.2 m、 1.5 m、 2.0 m、 3.0 m

SCALE 1 : 25,000



別紙6 彦根城世界遺産登録推進学術会議 設置要項

(目的)

第1条 彦根城の世界遺産の登録に必要な推薦書原案の作成に向けて、学術的・専門的な見地から検討するため、彦根城世界遺産登録推進学術会議(以下「学術会議」という。)を設置する。

2 学術会議において検討すべき主な課題は、以下の3点とする。

- (1) 顕著な普遍的価値
- (2) 保存管理計画
- (3) その他、推薦書原案の作成にかかわること

(組織)

第2条 学術会議の委員は、学識経験のある者のうちから、彦根城世界遺産登録推進協議会(以下「協議会」という。)の会長が委嘱する委員を持って組織する。

2 委員の定数は、10名以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長)

第4条 学術会議には、委員長1名を置く。

2 委員長は、委員の互選によって選出する。

3 委員長は、会務を総理し、学術会議を代表する。

4 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長が指名した者が議事の進行を代理する。

(会議の出席者)

第5条 学術会議には、協議会の事務局職員のほか、協議会を構成する滋賀県および彦根市の職員が必要に応じて出席する。

2 学術会議には、文化庁の担当者にオブザーバーとして臨席を求める。

3 学術会議には、必要に応じてその他の有識者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 学術会議は、非公開とする。

(庶務)

第7条 学術会議の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、学術会議の運営に関し必要な事項は、協議会が定めるものとする。

附則

この要項は、令和2年6月8日から施行する。

別紙 7 彦根城世界遺産登録推進学術会議 委員名簿

令和4年3月1日現在
(敬称略、五十音順)

氏名	役職等	専門
稲葉 信子	筑波大学名誉教授・放送大学客員教授	世界遺産学・建築史
清水 重敦	京都工芸繊維大学教授	建築史・都市景観
杉山 清彦	東京大学大学院准教授	東洋史・比較国制史
中井 均	滋賀県立大学名誉教授	日本考古学・城郭史
西 和彦	東京文化財研究所 国際情報研究室長	世界遺産学・建築史
藤井 讓治	京都大学名誉教授	日本近世史
古谷 大輔	大阪大学大学院教授	西洋史・比較国制史
○ 宗田 好史	京都府立大学教授	都市計画
母利 美和	京都女子大学教授	日本近世史

(○は委員長)

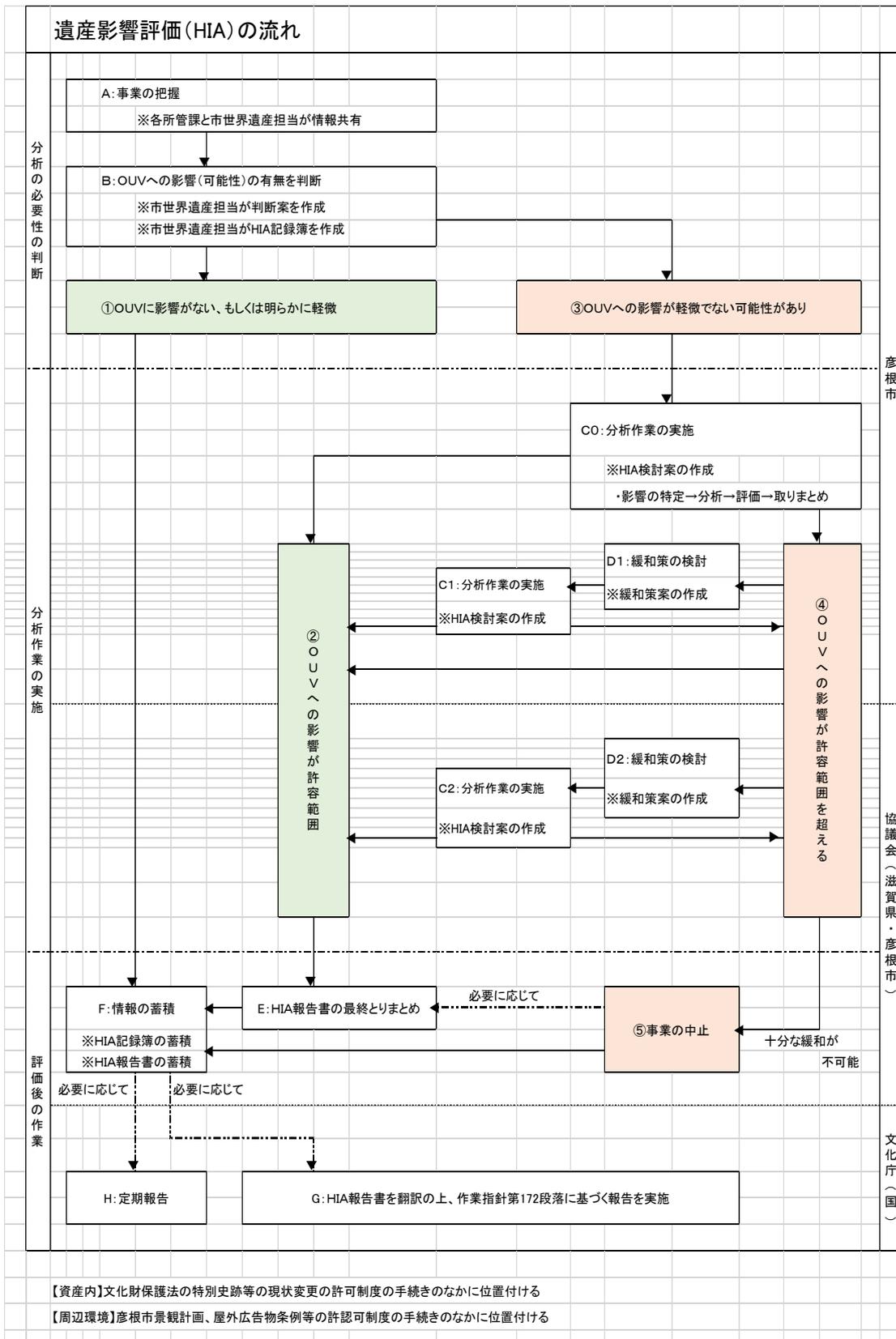
別紙 8 彦根城世界遺産登録推進学術会議
包括的個損管理計画策定部会 委員名簿

令和4年3月1日現在
(敬称略、五十音順)

氏名	役職等	専門
石川 慎治	滋賀県立大学 教授	建築歴史
大窪 健之	立命館大学 教授	文化財防災学
○ 金田 章裕	京都府公立大学法人 理事長	歴史地理学
西 和彦	東京文化財研究所 国際情報研究室長	世界遺産学・建築史
宗田 好史	京都府立大学教授	都市計画

(○は委員長)

別紙9 遺産影響評価の流れ



別紙 10 令和 3 年度 彦根城世界遺産登録推進協議会および関連団体による 情報発信事業の一覧

日時	場所	項目	対象	主体	内容	連携・協力団体
5月16日	安土城考古博物館	講座の開催	一般	安土城考古博物館	彦根城はなぜ湖辺に築かれたのか	協議会
5月29日	彦根市内	城下町ウォークの実施	一般	1000人委員会	彦根城のビューポイントの探索を目的に、応援団体が城下町ウォークを計画実施	彦根市・協議会
7月1日	彦根市稲枝公民館	講座の開催	彦根市民	彦根市稲枝公民館	彦根城を世界遺産に	協議会
9月24日	彦根市稲枝中学校	出前授業	稲枝中学校	稲枝中学校	彦根城を学ぼう！	協議会
9月29日～10月4日	県内	ミニのぼり配布	県内企業	協議会	県と包括的連携協定を締結している企業を中心に配布(11社)	包括的連携協定締結企業
9月29日～10月5日	近鉄百貨店草津店	県内デパートでの出展	県民	近鉄百貨店草津	2階「伝え場」での「道の駅コレ」に出展(パンフレット等の配架)	協議会
10月～	主に県内および市内	ポスター配布・掲出	一般	協議会・	包括的連携協定企業に配布。びわこデジタルズビューローと連携し、県内の観光事業者等にも配布。	包括的連携協定締結企業、びわこデジタルズビューロー
10月9日	長浜文芸会館	出張！お城EXPOin滋賀・びわ湖での出展	一般	協議会	長浜市で開催されるお城イベントでのPR。パネル展示等	出張！お城EXPO実行委員会
10月16日	彦根城	彦根城写生大会	一般	彦根青年会議所	民間団体が自主事業として、彦根城の写生大会を実施 併せて、ラタンフェスティバルを開催	彦根市・協議会
10月24日	東京 日比谷	シンポジウムの開催	一般	滋賀県	学術会議委員 杉山清彦先生をお招きして、彦根城についてのシンポジウムを開催。彦根商工会議所の協力を得て、彦根でパブリックビューイングの実施	協議会・彦根商工会議所
11月～	彦根市内	市民向け啓発ポスターの作成・配布	彦根市民	彦根市	市民啓発用のポスターを作成し、市内の関係部署や協力業者等に配布し、掲示。および、市内向け「のぼり旗」を市内関係部署や業者等に配布、掲示。	
11月1日～30日	京都駅	京都駅デジタルサイネージ放映	県外一般	協議会	JR京都駅西口改札前のマルチビジョン(デジタルサイネージ)にて1か月間動画放映(15秒間)	彦根商工会議所、近江ツーリズムボード
11月5日	日野町立日野小学校	出前授業	日野小学校5年生	日野小学校	彦根城を学ぼう！	協議会
11月16日	野洲市中主小学校	出前授業	中主小学校6年生	中主小学校	彦根城を学ぼう！	協議会
11月13日・27日	東京 新宿	講演会の開催	一般	滋賀県	戦国近江へのいざない～世界遺産をめざす彦根城の価値	協議会
11月17日	湖東・湖北地区	応援組織の立ち上げ	県内企業	民間	湖東・湖北5市4町の23の経済団体・観光団体が応援組織を設立	彦根市・協議会
11月27日	彦根城	彦根の城まつりでの出展	一般	彦根市・協議会	パネルや瓦の展示。子ども向け体験(缶バッジ作成)	彦根観光協会
12月27日～	県内発	宅配便への応援シールの貼付	一般	協議会	滋賀県内のヤマト運輸の営業店舗、日本郵便の彦根市内の郵便局20局からは発送する小荷物等に応援シールの貼付	ヤマト運輸株式会社、日本郵便株式会社
12月～	彦根市内	小学生啓発冊子の作成・配布	市内小学生6年生	彦根市	市内の小学6年生全員に啓発冊子を配布	市立小学校
1月～	彦根市内	バナーフラッグの作成・掲示	彦根市民	彦根市	市内関係部署や協力団体等に、啓発フラッグを作成し、配布、掲示	彦根市商工会議所
1月14日	大阪府 堺市	パンフレット等の配布	一般	協議会	世界遺産百舌鳥・古市古墳群を主要テーマとした講演会において、世界遺産の取組を紹介	関西広域連合
1月21日～	ウェブ	城びとに記事掲載	一般	民間(城びと)	ウェブサイト「城びと」の特集記事に「江戸時代に機能した「平和な時代の城」として世界遺産登録を目指す彦根城の挑戦」の掲載。	協議会
2月1日～28日	県内	滋賀の日本遺産デジタルスタンプラリー	一般	びわこデジタルズビューロー	イベント内で彦根城世界遺産登録のPR(オリジナル壁紙、城カード)	協議会
2月～3月	主に県内	県観光PR事業チラシへの掲載	一般	びわこデジタルズビューロー	県観光PR事業チラシでの広報	協議会
2月～	彦根市内	啓発講座の開催	一般	彦根市	市内各地区公民館で、意見交換会を実施する予定であったが、感染症のため中止。意見交換の基礎となる動画を制作し、ホームページ等で公開し、意見募集を実施	協議会
2月8日～	ウェブ	専用ウェブサイト開設	一般	協議会	専用ホームページの開設。	
2月～	ビバシティ彦根・平和堂彦根店	パネル等展示	県民	民間(平和堂)	彦根城世界遺産登録のための小展示	彦根市・協議会
2月16日～22日	近鉄百貨店草津店	県内デパートでの出展協力	県民	県観光振興局	2階「アカリスポット」での観光振興局主催イベント「めぐるめく歴史絵巻 滋賀・びわ湖 彦根城を世界遺産に！」にパネル等貸出。	県観光振興局、近鉄百貨店草津店
2月21日～25日	彦根市役所	ロビー展示の実施	彦根市民	彦根市	世界遺産登録の進捗状況をパネル展示	
3月1日～31日(予定)	米原駅	米原駅に横断幕設置	一般	協議会	米原駅東西自由通路に横断幕の設置	まいばら駅広域観光交流圏コンソーシアム、米原市
3月12日～21日(予定)	ここ滋賀(東京)	ここ滋賀でのPR展示	県外一般	ここ滋賀	滋賀県情報発信拠点「ここ滋賀」において、パネル展示やムービー放映等。	協議会
3月13日～(予定)	近江鉄道彦根駅	近江鉄道「彦根城世界遺産登録応援号」運行	県民	協議会・近江鉄道	近江鉄道が特製ヘッドマークと車体ラッピングの実施。協議会として、車体ラッピングの一部、車内棚上ポスタージャック、つり革装飾を実施(3月13日に出発式)。3月12日ダイヤ改正近江鉄道時刻表への出稿。	
3月14日～	主に県内	新たなパンフレットの配布	一般	協議会		
3月14日～31日	滋賀県庁	レゴブロックの彦根城制作・展示	県民	協議会	県民サロンで、立命館大学レゴ部が制作したレゴブロックの彦根城展示	立命館大学レゴ部
3月14日～31日	県内外の大型書店	しおり配布	主に県外一般	協議会	ジュンク堂書店(滋賀草津店、大阪本店、名古屋栄店)、MARUZEN(京都本店、名古屋本店、岐阜店、四日市店)の7店舗で計10,000枚配布	
3月14日～	彦根市内	スタンプラリーの実施	一般	彦根郵便局	彦根市内の郵便局および彦根城をめぐる 応援スタンプラリーの実施	協議会・彦根市
3月末～		特集記事の掲載	一般	民間(湖国と文化)	県内の歴史・文化を扱う専門誌『湖国と文化』春号において、彦根城の特集記事を掲載	協議会
その他		出前講座の実施	一般	彦根市	彦根市独自の活動として、合計22か所実施	